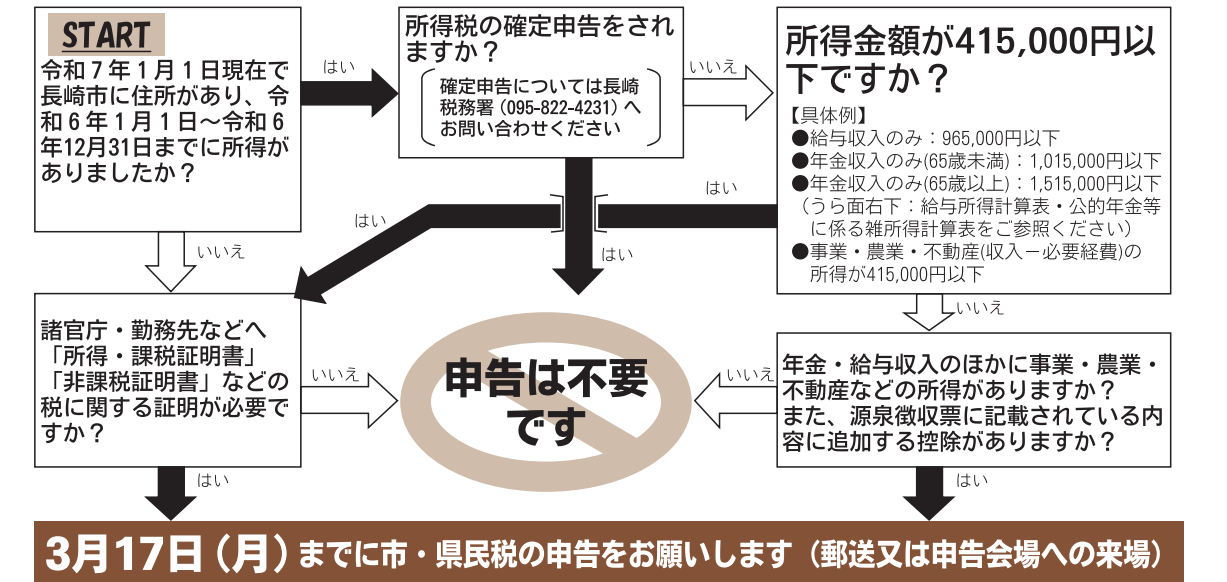


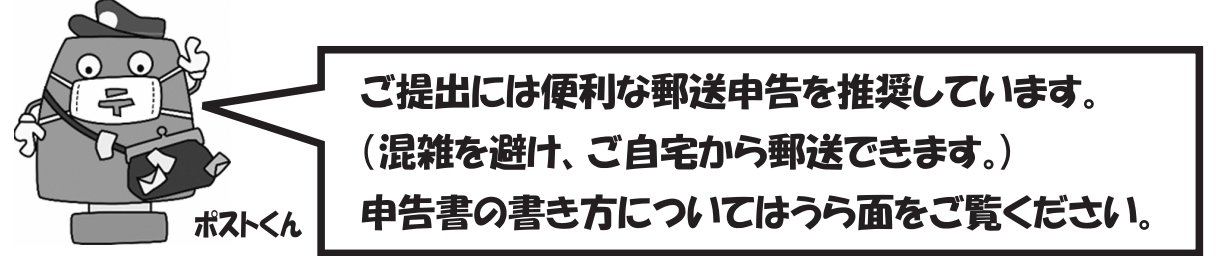
令和 7 年度（令和 6 年分）市・県民税の申告について（お知らせ）

平素から本市の税務行政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。
さて、令和 7 年度（令和 6 年分）の市・県民税の申告の時期となりましたので、
必要事項をご記入のうえ、申告書をご提出くださるようお願いいたします。

1 市・県民税申告フローチャート



※上記のフローチャートは簡易的なもののため、各々の状況により当てはまらない場合は市民税
課へお問い合わせください。



2 申告の際に必要なもの（郵送される場合はコピーの添付をお願いします。）

- 【受付に必要なもの】
 - 市民税県民税申告書
 - マイナンバーの確認書類（マイナンバーカード・マイナンバーの記載がある住民票）
および本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証など）
 - 【所得が確認できる次の書類のうち該当するもの（原本又は写し）】
 - ◆営業等所得者、農業所得者、不動産所得者
…収支内訳書（又は自作の諸表）、経費の領収書など
 - ◆給与所得者…令和 6 年分の源泉徴収票
 - ◆公的年金などの受給者…令和 6 年分の源泉徴収票
 - ◆配当、原稿料、講演料、個人年金、生命保険の満期返戻金などの所得があるかた
…令和 6 年分の支払調書など
 - 【控除が確認できる次の書類のうち該当するもの（原本又は写し）】
 - ◆社会保険料控除（国民健康保険、国民年金、介護保険、後期高齢者医療保険など）
…令和 6 年中に支払った分の領収書、口座振替納付済通知書又は納付確認書
 - ◆小規模企業共済等掛金控除…共済掛金、心身障害者扶養共済掛金又は確定拠出年金法
に基づく個人型年金加入者掛金等の証明書
 - ◆生命保険料、地震保険料控除…令和 6 年分の控除証明書
 - ◆勤労学生控除…学生証
 - ◆障害者控除…本人又は扶養されているかたの障害者手帳や療育手帳など
 - ◆雑損控除…令和 6 年中の災害関連の支出の領収書
 - ◆寄附金控除…令和 6 年中の寄附金の受領書、領収書又は国税庁長官が指定した特定事
業者が発行する「寄附金控除に関する証明書」
 - ◆医療費控除…医療費控除の明細書、医療保険者等の医療費通知書
※セルフメディケーション税制を選択する場合は、セルフメディケーション税制の
明細書

3 申告書の受付日程

申 告 受 付 会 場 ・ 日 程	別紙「令和 7 年度（令和 6 年分）市・県民税申告受付日程表」のとおり
申 告 期 限	令和 7 年 3 月 17 日（月）

4 納税通知書・証明書

納税通知書 … 6 月中旬に発送予定です。（※非課税のかたには送付しません。）
所得・課税証明書等… 6 月中旬以降に、各地域センター・各地区事務所・長浦事務所・
消費者センター（メルカつきまち 4 階）・三重地区市民センターにて
発行します。

5 所得控除

※○の数字は「市民税県民税申告書」の記載欄の番号です
該当の控除がある場合は、申告書おもて面の対応する番号の欄に金額、氏名、生年月日、
個人番号などをご記入ください

控除の種類	控除の要件	
⑬社会保険料 控除	令和 6 年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者およびその他の親族分の 社会保険料を支払ったかた ・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・国民年金保険料、国民年金基金掛金 ・介護保険料・その他の社会保険料（退職後の任意継続保険料など） ※配偶者やその他親族が受け取る年金から引き落とし（特別徴収）されている社 会保険料はあなたの控除には該当しません。	
⑭小規模企業 共済等掛金控除	小規模企業共済法に基づく第一種共済掛金、確定拠出年金法に規定する年金加 入者掛金および心身障害者扶養共済掛金を支払ったかた	
⑮生命保険料 控除	令和 6 年中にあなたや配偶者およびその他の親族を受取人とする生命保険料な どを支払ったかた ・生命保険料 ・介護医療保険料 ・個人年金保険料 ※申告書には <u>支払った金額</u> を記入してください。 ※控除額の計算方法については、申告受付書（申告書おもて面右側）のうら面に 記載してありますのでご参照ください。	
⑯地震保険料 控除	令和 6 年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者およびその他の親族の資 産に対する地震保険料・旧長期損害保険料を支払ったかた ※申告書には <u>支払った金額</u> を記入してください。 ※控除額の計算方法については、申告受付書（申告書おもて面右側）のうら面に 記載してありますのでご参照ください。	
⑰寡婦控除 ⑱ひとり親控除 (令和 6 年中の 合計所得金額が 135万円以下の 場合は非課税と なります)	寡婦	・夫と離別したあと再婚していないかたで、生計を一にする子以外の親族 （令和 6 年中の合計所得金額が 4 8 万円以下）を扶養しており、かつ、 令和 6 年中の合計所得金額が 5 0 0 万円以下のかた ・夫と死別したあと再婚していないかたで、令和 6 年中の合計所得金額が 5 0 0 万円以下のかた
	ひとり 親	・婚姻歴や性別に関わらず、生計を一にする子（令和 6 年中の総所得金額等 が 4 8 万円以下）を有する単身者（事実上婚姻関係と同様の事情にあると 認められる者がいないかた）で、令和 6 年中の合計所得金額が 5 0 0 万円 以下のかた
⑲勤労学生控除	令和 6 年中の合計所得金額が 7 5 万円以下（給与のみの場合、年収 1 3 0 万円以 下）で、不動産所得・利子・配当・譲渡・一時などの所得が 1 0 万円以下のかた	
⑳障害者控除 (あなたが障害者 で、令和 6 年中 の合計所得金額 が 1 3 5 万円以 下の場合は非課 税となります)	あなたやあなたの同一生計配偶者および扶養親族で次のいずれかに該当するかた ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳を交付さ れているかた ・原子爆弾被爆者のうち、その負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に起因する旨の 厚生労働大臣の認定を受けているかた ・6 5 歳以上のかたで、障害者として福祉事務所長の認定を受けているかた ※同一生計配偶者…あなたと生計を一にする配偶者（事業専従者を除く）のうち、 令和 6 年中の合計所得金額が 4 8 万円以下であるかた	
㉑㉒配偶者控除 ・配偶者特別控 除・同一生計配 偶者	あなたと生計を一にする配偶者（事業専従者は除く）がいる場合、 配偶者の令和 6 年中の合計所得金額が ・4 8 万円（給与のみの場合、年収 1 0 3 万円）以下のかた…配偶者控除 ・4 8 万円超、1 3 3 万円（給与のみの場合、年収 2,015,999 円）以下のかた …配偶者特別控除 ※あなたの合計所得金額が 1,000 万円を超える場合は配偶者控除および配偶者特別 控除の適用はありません。ただし、同一生計配偶者が障害者控除の対象に該当す	

㉑㉒配偶者控除 ・配偶者特別控 除・同一生計配 偶者（続き）	る場合、障害者控除の適用を受けることができますので障害者控除欄と併せて氏 名の記入及び㉒欄の同一生計配偶者にチェックを入れてください。また、令和 7 年 度の市・県民税で合計所得金額が 1,805 万円以下のかたについては、同一生計配 偶者（控除対象配偶者を除く）に係る定額減税が実施されますので、前記同様に記 入してください。 ※控除額は申告受付書（申告書おもて面右側）のうら面に記載しています。
㉓扶養控除	あなたと生計を一にする配偶者以外の親族（事業専従者は除く）で、令和 6 年 中の合計所得金額が 4 8 万円（給与のみの場合、年収 1 0 3 万円）以下のかた ※他のかたと重複して同じかたを扶養親族とすることはできません。
1 6 歳未満の 扶養親族（控 除対象外）	扶養親族のうち年齢 1 6 歳未満のかた（平成 2 1 年 1 月 2 日以降生まれ） ※1 6 歳未満の年少扶養親族のかたについても、必ず氏名・生年月日・続柄・個人 番号を記入してください。市・県民税の非課税限度額の算定、障害者控除・寡婦 控除・ひとり親控除の判定に使用します。
㉔雑損控除	令和 6 年中に災害などによりあなたやあなたと生計を一にする配偶者その他親 族が所有する住宅や家財などに損害を受けたかた
㉕医療費控除	令和 6 年中に支払った自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他親族の医 療費・医薬品購入費（インフルエンザなどの予防接種にかかった費用や文書料な どは対象となりません。）があるかた ※医療費控除を受けるには医療費控除の明細書の添付が必要です。領収書の提出 は不要ですが、申告後に提示又は提出を求める場合がありますので 5 年間は保 管してください。（医療費控除の明細書は、別紙「令和 7 年度（令和 6 年分） 市・県民税申告受付日程表」のうら面をご使用ください。） ※医療費控除とセルフメディケーション税制のいずれかを選択してください。 申告後控除区分を変更することはできません。 ●医療費控除を受ける場合 次の計算式により計算した結果、残額のあるかた（控除額上限：2 0 0 万円） $\left[\begin{array}{cc} (1) \text{ 支払った} & (2) \text{ 保険金等で} \\ & \text{医療費} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{①総所得金額等の 5 \%} \\ \text{②1 0 万円} \\ \text{のいずれか少ないほう} \end{array} \right]$ ●セルフメディケーション税制の適用を受ける場合 申告するかたが令和 6 年中に健康の保持増進および疾病の予防への取組を行っ ており、特定一般医薬品の購入費が 1 万 2 千円を超えるかた （控除額上限：8 万 8 千円） ※申告書おもて面「4 所得から差し引かれる金額」の㉕医療費控除欄の「区分」 に「1」を記入してください。

6 所得金額調整控除

調整控除の種類	控除の要件（所得金額の計算の際に給与所得の金額から控除します。）
給与等の収入金額が 8 5 0 万円を超え、次の いずれかの要件を満たす 場合（必要事項を申告 書うら面「1 6 所得金 額調整控除に関する事 項」に記載ください。）	・本人が特別障害者に該当する ・特別障害者である同一生計配偶者を有する ・特別障害者である扶養親族を有する ・2 3 歳未満（H 1 4 . 1 . 2 以降生まれ）の扶養親族を有する 所得金額調整控除＝（給与等の収入金額 [※] －8 5 0 万円）× 0 . 1 ※給与等の収入金額が 1,0 0 0 万円を超える場合、計算上使用する給与 等の収入金額は 1,0 0 0 万円
給与所得および公的年金等に係る雑所得があり、その合計の所得が 1 0 万円を超える場合	所得金額調整控除＝（給与所得＋公的年金等に係る雑所得）－1 0 万円 ※給与所得および公的年金等に係る雑所得が 1 0 万円を超える場合 は 1 0 万円



(申告書おもて)

この枠内は必ずご記入ください

申告書うら

令和7年度(令和6年分) 市民税 県民税 申告書

横 紋		整理番号	
長崎市長	現住所 令和7年1月1日の住所 長崎市 魚の町 4番1号	業種又は職業 同 上	会社員 電話番号 (095) 829 - × × × ×
提出年月日 年 月 日	フリガナ 氏 名 ナガサキ タロウ	個人番号	1111 1111 1111
7 2 10	生年月日 昭 27.10.1 明 治 大 正	世帯主の氏名 長崎 太郎	世帯主との続柄 本人

る事項

事業	営業等	アイ	800	000
	農業	イ		
	不動産	ウ	660	000
	利	エ		
	配当	オ		
	給与	カ	300	000
	公的年金	キ	1	841
雑	業務	ク	150	000
	その他	ケ	240	000

短 期 借 入	期 間 借 入	シ ス	
一 時 借 入	シ ス		
事業 費	業 務	①	所得金額欄の記入は省略可能です。
不動 産	産	②	
利 子	当	③	
配 給	与	④	
給 与	与	⑤	
公 的 年 金 等	業 務	⑥	小規模企業共済等掛金控除⑩、雑損控除⑪及び医療費控除を除き記入は不要です。
業 務	務	⑦	
そ の 他	他	⑧	
合 計	合計(⑦+⑧+⑨)	⑨	
合 計	合計(⑦+⑧+⑨)	⑩	
社会保険料控除	社会保険料控除	⑪	
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済等掛金控除	⑫	
生命保険料控除	生命保険料控除	⑬	
地震保険料控除	地震保険料控除	⑭	
寡婦、ひとり親控除	寡婦、ひとり親控除	⑮	
障害者控除	障害者控除	⑯	
配偶者(特別)控除	配偶者(特別)控除	⑰	
扶養控除	扶養控除	⑱	
基礎控除	基礎控除	⑲	
⑬から⑲までの計	⑬から⑲までの計	⑳	
雑損控除	雑損控除	㉑	
医療費控除	医療費控除	㉒	
合計(㉑+㉒+㉓)	合計(㉑+㉒+㉓)	㉔	

※ 地方税法附則第4条の4(医療費控除の特例)の適用を選択する場合には、
「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。

公的年金等に係る所得以外（令和7年4月1日に65歳未満の方は給与所得以外）の市民税・県民税方法

から差引き（特別徴収） ☒ 自分で納付（普通徴収）

欄には、個人番号（行政手続きにおける特定の個人を識別するための利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号）を記載してください。

※「個人番号」欄には、個人番号（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

本人該当					控配		青色
ひとり親	未成年	勤学	特障	普障	障のみ	一般 老人	
扶養親族			障害者(本人を除く)			16歳未満の	
内親・も	老人	一般	内親・若	特別	普通	扶養親族	

公的年金収入があったかた

令和6年分 公的年金等の源泉徴収票									
支払を受ける者		長崎市魚の町4番1号							
住所又は居所 (7桁ノ)		ナガサキ タロウ		生年 月日		明治 大正		昭和 平成 令和	
氏名		長崎 太郎				27 年		10 月 1 日	
区分		----- [「キ」↑] -----		支払位置		-----		源泉徴収税額	
所得税法第203条の3第1号・第4号適用分		1		8		4		円	
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分		1		8		0		0	
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分									
所得税法第203条の3第7号適用分									
本 人		退職給付請求権のある者		控除対象労働者の数		10月以降の扶養親族の数		障害者の数	
特別 徴収者		一般 徴収者		ひとり親 寡婦		特定 老人		その他 特別	
水		水		1 人		1 人		内 1 人	
								社会保険料の額 210 000	
(7桁ノ)		ナガサキ ハナコ		(7桁ノ)		ナガサキ ウメ		区分	
氏名		長崎 花子		氏名		長崎 ウメ		氏名 長崎 さくら	
(摘要)		(7桁ノ)		(7桁ノ)		区分		(7桁ノ) 区分	
		氏名		氏名		氏名		氏名	
法人番号		9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9							
支払者		所在地		東京都千代田区〇-〇-〇					

給与収入があったかた

[illegible]

個人年金があったかた

個人年金支払調書	
△△生命保険	
対象契約	
保険証券番号	〇〇-▲▲▲▲
年金種類	終身年金保険
受取人氏名	長崎 太郎
支払内容（2024年分）	
支払金額（収入額）	240,000円
内訳	年金額 240,000円
	必要経費 210,000円
源泉徴収税額	0円

事業・農業・不動産収入があったかた

(給与所得者ではない) 営業・農業・接客業・外交員・集金人など

「申告書のおもて面」…「1 収入金額等」

ア、イ、ウのうち該当するもの

[申告書のうら面] …「7 事業・不動産所得に関する事項」

- ☐ 所得の種類（例：営業、農業）
- ☐ 支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等
- ☐ 収入金額（おもて面の収入金額と同額）
- ☐ 必要経費
- ☐ 青色申告特別控除（該当する場合のみ）
- ☐ 所得金額

※【収支内訳書】右図（参考）を添付してください。

雑収入があったかた（公的年金以外）

個人年金・報酬・講演料・原稿料・謝礼金など
業務に係るものとは、副業に係る収入のうち営利を目的とした継続的なものをいいます。
シルバー人材センターからの配分金は雑所得の業務（ク欄）に記入してください。
※本業の場合は事業所得になります。

〔申告書のおもて面〕…「1 収入金額等」 ク、ケのうち該当するもの

〔申告書のうら面〕…「9 雑所得（公的年金等以外）に関する事項」

- ☐ 種目（例：個人年金、報酬、講演料）
- ☐ 支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等
- ☐ 収入金額（おもて面の収入金額と同額）
- ☐ 必要経費
- ☐ 所得金額

※必要経費資料（領収書・明細書など）を添付してください。（写し可）

上場株式等の配当等所得・譲渡所得の課税方式の選択に関する事項

令和5年度までは所得税とは異なる課税方式（申告不要制度）を選択できましたが、令和6年度からは、所得税の課税方式と一致させることになりました。

詳しくは長崎市HPをご確認ください。

配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

上記の所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、申告書うら面の「14 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項」に控除額を記入してください。

寄附金に関する事項

前年中に対象となる寄附金を支払った場合は「15 寄附金に関する事項」の該当する欄に寄附額を記入ください。(ユニセフ、国境なき医師団又は長崎県外の団体（ふるさと納税除く）は長崎市の住民税の寄附金控除の対象外です。)

※別途【寄附金税額控除申告書（一）もしくは（二）】を提出してください。

様式については長崎市HPからダウンロードもしくは市民税課（TEL095-829-1427）までお問い合わせください。

【給与所得計算表】 $(B) = (A) \div 4$ (千円未満切捨て)

給与収入金額の合計額(A)	給与所得金額
550,999円まで	0円
551,000～1,618,999円	(A)－550,000円
1,619,000～1,619,999円	1,069,000円
1,620,000～1,621,999円	1,070,000円
1,622,000～1,623,999円	1,072,000円
1,624,000～1,627,999円	1,074,000円
1,628,000～1,799,999円	(B)×2.4＋100,000円
1,800,000～3,599,999円	(B)×2.8－80,000円
3,600,000～6,599,999円	(B)×3.2－440,000円
6,600,000～8,499,999円	(A)×0.9－1,100,000円
8,500,000円以上	(A)－1,950,000円

【公的年金等に係る雑所得計算表】

公的年金受給者の年齢	公的年金等の収入金額 (A)	公的年金等所得の金額		
		公的年金等所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1000万円以下の場合	1000万円超 2000万円以下の場合	2000万円超の場合
65歳以上 (昭和35年1月1日 以降生まれ)	330万円未満	(A)－110万円	(A)－100万円	(A)－90万円
	330万円以上410万円未満	(A)×75%－27755千円	(A)×75%－17755千円	(A)×75%－7755千円
	410万円以上770万円未満	(A)×85%－68755千円	(A)×85%－58755千円	(A)×85%－48755千円
	770万円以上1000万円未満	(A)×95%－145755千円	(A)×95%－135755千円	(A)×95%－125755千円
	1000万円以上	(A)－195755千円	(A)－185755千円	(A)－175755千円
65歳未満 (昭和35年1月2日 以降生まれ)	130万円未満	(A)－60万円	(A)－50万円	(A)－40万円
	130万円以上410万円未満	(A)×75%－27755千円	(A)×75%－17755千円	(A)×75%－7755千円
	410万円以上770万円未満	(A)×85%－68755千円	(A)×85%－58755千円	(A)×85%－48755千円
	770万円以上1000万円未満	(A)×95%－145755千円	(A)×95%－135755千円	(A)×95%－125755千円
	1000万円以上	(A)－195755千円	(A)－185755千円	(A)－175755千円

(参考) 収支内訳書

令和7年度(令和6年分)収支内訳書 (一般用)									
住所 番地 番号					住 民 税 額				
収 入					支 出				
項 目	金額	項 目	金額	項 目	金額	項 目	金額	項 目	金額
売上(人等)入金額	1	消費増徴税	2	消費増徴税	3	消費増徴税	4	消費増徴税	5
消費増徴税	6	消費増徴税	7	消費増徴税	8	消費増徴税	9	消費増徴税	10
その他収入	11	消費増徴税	12	消費増徴税	13	消費増徴税	14	消費増徴税	15
計(①+⑪)	16	消費増徴税	17	消費増徴税	18	消費増徴税	19	消費増徴税	20
消費増徴税	21	消費増徴税	22	消費増徴税	23	消費増徴税	24	消費増徴税	25
個人(法人)税(個人)収支内訳	26	消費増徴税	27	消費増徴税	28	消費増徴税	29	消費増徴税	30
個人(法人)税(法人)	31	消費増徴税	32	消費増徴税	33	消費増徴税	34	消費増徴税	35
個人(法人)税(個人)	36	消費増徴税	37	消費増徴税	38	消費増徴税	39	消費増徴税	40
個人(法人)税(法人)	41	消費増徴税	42	消費増徴税	43	消費増徴税	44	消費増徴税	45
個人(法人)税(個人)	46	消費増徴税	47	消費増徴税	48	消費増徴税	49	消費増徴税	50
個人(法人)税(法人)	51	消費増徴税	52	消費増徴税	53	消費増徴税	54	消費増徴税	55
個人(法人)税(個人)	56	消費増徴税	57	消費増徴税	58	消費増徴税	59	消費増徴税	60
個人(法人)税(法人)	61	消費増徴税	62	消費増徴税	63	消費増徴税	64	消費増徴税	65
個人(法人)税(個人)	66	消費増徴税	67	消費増徴税	68	消費増徴税	69	消費増徴税	70
個人(法人)税(法人)	71	消費増徴税	72	消費増徴税	73	消費増徴税	74	消費増徴税	75
個人(法人)税(個人)	76	消費増徴税	77	消費増徴税	78	消費増徴税	79	消費増徴税	80
個人(法人)税(法人)	81	消費増徴税	82	消費増徴税	83	消費増徴税	84	消費増徴税	85
個人(法人)税(個人)	86	消費増徴税	87	消費増徴税	88	消費増徴税	89	消費増徴税	90
個人(法人)税(法人)	91	消費増徴税	92	消費増徴税	93	消費増徴税	94	消費増徴税	95
個人(法人)税(個人)	96	消費増徴税	97	消費増徴税	98	消費増徴税	99	消費増徴税	100
個人(法人)税(法人)	101	消費増徴税	102	消費増徴税	103	消費増徴税	104	消費増徴税	105
個人(法人)税(個人)	106	消費増徴税	107	消費増徴税	108	消費増徴税	109	消費増徴税	110
個人(法人)税(法人)	111	消費増徴税	112	消費増徴税	113	消費増徴税	114	消費増徴税	115
個人(法人)税(個人)	116	消費増徴税	117	消費増徴税	118	消費増徴税	119	消費増徴税	120
個人(法人)税(法人)	121	消費増徴税	122	消費増徴税	123	消費増徴税	124	消費増徴税	125
個人(法人)税(個人)	126	消費増徴税	127	消費増徴税	128	消費増徴税	129	消費増徴税	130
個人(法人)税(法人)	131	消費増徴税	132	消費増徴税	133	消費増徴税	134	消費増徴税	135
個人(法人)税(個人)	136	消費増徴税	137	消費増徴税	138	消費増徴税	139	消費増徴税	140
個人(法人)税(法人)	141	消費増徴税	142	消費増徴税	143	消費増徴税	144	消費増徴税	145
個人(法人)税(個人)	146	消費増徴税	147	消費増徴税	148	消費増徴税	149	消費増徴税	150
個人(法人)税(法人)	151	消費増徴税	152	消費増徴税	153	消費増徴税	154	消費増徴税	155
個人(法人)税(個人)	156	消費増徴税	157	消費増徴税	158	消費増徴税	159	消費増徴税	160
個人(法人)税(法人)	161	消費増徴税	162	消費増徴税	163	消費増徴税	164	消費増徴税	165
個人(法人)税(個人)	166	消費増徴税	167	消費増徴税	168	消費増徴税	169	消費増徴税	170
個人(法人)税(法人)	171	消費増徴税	172	消費増徴税	173	消費増徴税	174	消費増徴税	175
個人(法人)税(個人)	176	消費増徴税	177	消費増徴税	178	消費増徴税	179	消費増徴税	180
個人(法人)税(法人)	181	消費増徴税	182	消費増徴税	183	消費増徴税	184	消費増徴税	185
個人(法人)税(個人)	186	消費増徴税	187	消費増徴税	188	消費増徴税	189	消費増徴税	190
個人(法人)税(法人)	191	消費増徴税	192	消費増徴税	193	消費増徴税	194	消費増徴税	19